

**平成 21 年度補正予算による独立行政法人国立公文書館  
第 2 期中期計画の変更について**

**1. (独) 国立公文書館における平成 21 年度補正予算**

- ・ 公文書等情報電子化推進費補助金      5 0 2 百万円

**2. 第 2 期中期計画の変更**

中期計画予算、収支計画、資金計画に平成 21 年度補正予算に係る項目、予算額を追加することとする。

**変更箇所**

- 別紙      中期計画予算、収支計画、資金計画

**※ 今後のスケジュール**

独立行政法人通則法第 67 条第 2 号に基づく財務大臣協議、内閣総理大臣による認可  
(7 月中旬目途)

※ なお、中期目標のデジタルアーカイブ化の推進において、「計画的に所蔵資料のデジタル化を推進すること」とされており、今般の「経済危機対策」による公文書等のデジタルアーカイブ化推進については計画の範囲内であることから、中期目標の変更は行わない。